見　　積　　条　　件

1　見積等

（1）　見積参加者は、代理人に見積させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（2）　郵送による見積は、認めない。

（3）　再度見積を行う場合の見積者は、当該見積を辞退する者を除き、最初の見積における見積者のみとする。

2　見積書記載事項等

見積書には、次のことを記載しなければならない。

（1）　見積年月日

（2）　頭書きに「見積書」である旨記載

（3）　見積金額

（4）　見積件名（工事名）　**県営緑が丘アパート（1号棟）リフレッシュ（機械設備）工事**

（5）　あて名（「**盛岡広域振興局長**」とする。なお、氏名の記載は不要とする。）

（6）　見積参加者住所・氏名（委任された者が見積を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

3　見積書記載金額

契約予定者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4　見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

（1）　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する見積

（2）　見積に参加する資格を有しない者のした見積

（3）　委任状を持参しない代理人のした見積

（4）　記名押印をしていない見積

（5）　金額を訂正した見積

（6）　誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積

（7）　明らかに連合によると認められる見積

（8）　同一工事の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積

（9）　その他見積に関する条件に違反した見積

5　契約予定者の決定

（1）　見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者とする。

（2）　契約予定者となるべき同価格の見積をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該見積をした者にくじを引かせて契約予定者を決定する。

この場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6　見積の辞退

（1）　見積依頼を受けた者は、見積執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

（2）　見積依頼を受けた者は、見積を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア　見積執行前にあっては、見積辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（見積日の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ　見積執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積を執行する職員に直接提出すること。

7　公正な見積の確保

（1）　見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行なってはならない。

（2）　見積参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。

（3）　見積参加者は、契約予定者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（4）　見積参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8　契約締結の留意事項

（1）　契約予定者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該契約予定者が、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、契約を締結しない。

①　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過した場合

②　法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合

③　会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）

④　県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けた場合

⑤　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められた場合。

（2）　契約にあっては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。